入札説明書

この案件は、電子入札対象案件です。入札に関する手続は、島根県電子調達共同利用システム(以下「電子調達システム」という。)により行ってください。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムを使用することができない場合は、紙入札参加承認 願を提出し、県の承認を得た後、書面により手続を行ってください。

1 入札に付する事項

(1) 件名

空港用 5,000 立級化学消防車の調達 1台

(2) 入札案件の仕様等 仕様書及び特記仕様書による。

(3) 納入期限 令和 10 年 3 月 31 日 (金)

(4) 納入場所

島根県隠岐郡隠岐の島町岬町岬 1889-12 隠岐空港管理所

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて 競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの(その者を代理人、支配人そ の他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団等」という。)を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目が大分類「5車輌船舶類」小分類「(1)車両類」に登録されている者であること。
- (5) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱(平成23年島根県告示第454号)に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札参加資格確認申請

又は簡易書留により郵送してください。

(1) この入札に参加を希望する者は、令和7年3月10日(月)午後5時までに、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び調達物件提案書を電子調達システムにより提出してください。 なお、提出資料の電子ファイルの容量が10メガバイトを超えるときは、県の承認を得た後、持参 (2) 書面による申請を認められた者は、次により提出してください。

ア 提出場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備室

イ 提出方法

持参又は簡易書留による郵送(提出期限必着)

- (3) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。 また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時まで に、遅滞なく申請書の補正を行ってください。
- (4) 入札参加資格の確認は、申請書の提出をもって行い、その結果は、令和7年3月14日(金)午後5時までに電子調達システムの入札参加資格確認通知書により各申請者へ通知します。

なお、書面により申請書を提出した者については、別途通知します。

(5) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加 することができません。

4 入札手続

(1) 入札書

ア 電子調達システムによる入札

入札金額及び電子くじ番号を入力して提出してください。

イ 書面による入札

指定した入札書により提出してください。

なお、入札に関する一切の権限を代理人に委任する場合は、委任状を提出してください。

(2) 入札金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載してください。

イ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできません。

(3) 電子調達システムによる入札の期間

ア 令和7年3月24日(月)午前9時から令和7年3月25日(火)午後4時までとします。

- イ 電子調達システムでは、入札参加資格確認通知書が発行されると上記の入札期間以前であって も入札書を提出できる状態になりますので、入札参加資格確認通知書発行後、入札期間以前に提 出された入札書についても、入札期間内に提出されたものとして扱います。
- (4) 書面による入札の日時及び場所等

アー日時

令和7年3月25日(火)午後4時まで

イ 場所

島根県松江市殿町8番地島根県土木部港湾空港課空港整備室

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年3月26日(水)午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地島根県十木部港湾空港課空港整備室

(6) 落札者の決定方法

ア 島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22条)第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が複数あるときは、電子調達システムの電子くじにより落札者を決定します。ただし、書面により入札書を提出した者があった場合は、電子調達システムの電子くじによらず、別のくじにより落札者を決定します。

ウ 落札者の決定通知は、電子調達システム等により行います。

(7) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がない場合は、開札日において、直ちに再度入札を行います。

イ 再度入札の通知は、電子調達システムにより行います。ただし、書面により入札書を提出した 者については、開札場所において行います。

(ア) 1回目の再度入札

a 電子調達システムによる再度入札の入札期間 令和7年3月26日(水)午前10時から令和7年3月27日(木)午後5時までの間に、 電子調達システムの再入札通知書で通知する時間とします。

b 書面による再度入札の日時及び場所 令和7年3月27日(木)午後4時までに、(4)イの場所へ郵送又は持参してください。

c 開札の日時及び場所

令和7年3月28日(金)午前10時に、(5)イの場所で行います。

ウ 再度入札を行った場合でも落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 8 号の規定により最低価格入札者と随意契約の協議を行うものとします。ただし、その場合で も予定価格は変更しません。

なお、随意契約の協議以降の手続は、電子調達システムによらず、書面により行います。

(8) 入札の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災等やむを得ない事由が生じたときは、島根県会計規則第 61 条の 3 第 1 項の規定により当該入札を取りやめ、又は入札期日を延期することがあります。

(9) 郵便入札

令和7年3月25日(火)午前11時までに、本説明書3(2)アに記載の場所に郵送してください。

(10) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、島根県会計規則第 63 条各号の規定のいずれかに該当するとき、当該入札者の入札は無効とします。

また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入 札を無効とします。

- ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。
- イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。
- ウ 入札書の入札金額以外の記載事項が押印されずに加除訂正されているとき。

(11) 入札辞退

入札参加資格確認の結果通知を受けた後、入札を辞退する場合は次により手続を行ってください。 ア 電子調達システムによる入札の場合は、電子調達システムにより入札辞退届を提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札執行前にあっては入札辞退届を持参又は郵送等により提出し、 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を提出してください。

(12) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とします。

(13) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県土木部港湾空港課に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 入札保証金

- (1) 島根県会計規則第61条第1項の規定により、入札参加者が見積もる契約希望金額の100分の5以上の入札保証金を納付してください。
- (2) 入札保証金の納付は、島根県会計規則第61条第2項の規定により、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。
- (3) 入札保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。
 - ア 納付場所

島根県松江市殿町1番地 島根県出納局審査指導課

イ 納付時期

令和7年3月21日(金)9時から14時まで

(4) 入札保証金は、島根県会計規則第61条第3項の規定により、落札者には契約締結後に、その他の者には落札決定後に返還するものとし、落札者が契約を締結しない時には、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第4項の規定により、県に帰属します。

なお、落札者は当該入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

(5) 入札保証金は、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は免除を受けることができます。入札保証金の免除を希望する者は、次の事項を記載した書面及び証明書類を入札日の前日までに提出してください。なお、第1号及び第2号により入札保証金の免除を希望する者は、次

のア、イ、ウの事項を記載した書面及び証明書類を、第 3 号により入札保証金の免除を希望する者はエを、入札日の前日までに提出してください。

- ア 島根県会計規則の該当条項
- イ 該当条項に該当する事由(具体的に)
- ウ イの内容を証明できる書類(契約書の写し、入札保証保険契約の保険証券等)を添付
- エ 入札保証金の免除に関する誓約書

6 契約保証金

- (1) 島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付してください。
- (2) 契約保証金の納付は、現金のほか国債、地方債その他の担保の提供をもって代えることができます。
- (3) 契約保証金の納付を要する場合の納付場所及び納付時期は、次のとおりです。
 - ア 納付場所 上記5(3)アの場所
 - イ 納付時期 落札の日から7日以内
- (4) 契約保証金は、島根県会計規則第69条第3項の規定により、契約履行の完了後に還付します。
- (5) 契約保証金は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項の規定により、契約の相手方の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、又は無効となったときは、契約保証金は県に帰属するものとします。
- (6) 契約保証金は、島根県会計規則第69条の2第1号、第3号及び第7号のいずれかに該当する場合は免除を受けることができます。契約保証金の免除を希望する者は、次の事項を記載した書面及び証明書類を提出してください。なお、第1号及び第3号により契約保証金の免除を希望する者は、次のア、イ、ウの事項を記載した書面及び証明書類を、第7号により契約保証金の免除を希望する者は工を、契約締結前に提出してください。
 - ア 島根県会計規則の該当条項
 - イ 当該条項に該当する事由(具体的に)
 - ウ イの内容を証明できる書類(契約書の写し、履行保証保険契約の保険証券等)を添付
 - エ 契約保証金の免除に関する誓約書

7 契約

- (1) 契約書作成の要否
 - 要します。
- (2) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 契約条項
 - 契約書(案)のとおりとします。
- (4) 前金払い
 - 契約金額の10分の3以内とする
 - 「各会計年度における支払限度額及び前払い金に関する特記仕様書」による

8 質疑

- (1) 入札説明書及び仕様書等に関して質疑事項がある場合は、電子調達システム又は書面により提出してください。
- (2) 提出期限並びに書面による提出場所及び提出方法は、次のとおりです。
 - ア 提出期限

令和7年3月3日(月)午後5時まで

イ 提出場所

3(2)アに記載の場所

ウ 提出方法

郵送又はファクシミリによって提出してください。(ただし、ファクシミリの場合は回線・機器等の障害、保守作業等による停止によって、上記期限までに提出先に到達しない可能性がありますので、注意してください。)

(3) 提出のあった質疑については、令和7年3月7日(金)までに、電子調達システム等により回答します。

(この案件の入札公告及び入札説明書等をダウンロードされた入札情報サービスの入札予定情報に、 追加して掲載します。)

- 9 紙入札参加承認願
- (1) 書面による入札を希望する場合は、紙入札参加承認願を提出してください。
- (2) 提出期限、提出場所及び提出方法は、次のとおりです。
 - ア 提出期限

令和7年3月3日(月)午後5時まで

イ 提出場所

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部港湾空港課空港整備室

ウ 提出方法

持参又は簡易書留により郵送してください (提出期限必着)。

- (3) 提出のあった承認願については、令和7年3月7日(金)までに回答します。
- 10 添付書類
- (1) 入札参加資格確認申請書
- (2) 入札保証金免除申請書
- (3) 契約履行証明願
- (4) 入札保証金の免除に関する誓約書
- (5) 入札書
- (6) 委任状
- (7) 入札質疑書
- (8) 入札辞退届

- (9) 契約保証金免除申請書
- (10) 契約保証金の免除に関する誓約書
- (11) 紙入札参加承認願
- (12) 調達物件提案書作成要領

11 その他

(1) 電子調達システムの利用に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成 12 年法律第 102 号)第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子 証明書が記録されたIC カードが必要となります。詳細は、電子調達システムポータルサイトをご覧ください。

電子調達システムポータルサイトの URL (https://choutatsuweb.pref.shimane.lg.jp/portal/)

- (2) 電子調達システムには、入札参加資格や落札決定に関する質疑を行う機能がありますが、この機能は使用しないでください。
- (3) この入札に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

島根県土木部港湾空港課

空港整備スタッフ 担当 谷口

電話:0852-22-6318 ファクシミリ:0852-31-6247